



Part I

日本国政府		在留カード		番号
氏名		性別		(顔写真)
生年月日		国籍・地域		
住居地		就労制限の有無		
在留資格		在留期間(満了日)		
許可の種別		許可年月日	交付年月日	
このカードは ○○○○年○○月○○日まで有効です。				法務大臣 印

入管法

が改正されました

入管法(入国管理法の略)の改正が決まり、いよいよその法律が実施され始めました。日本で生活するにあたり、便利な部分と厳しくなったと思われる部分があるようです。2回に分けて解説します。

2009年7月に入管法が変わりました。実際には、2010年7月からその一部が施行され、また2012年までに全てが施行される予定です。かわった中から、直接外国籍市民の皆さんに影響が出そうな部分について、1月号、2月号と二回に分けて紹介します。

まず覚えておいていただきたいことがひとつあります。離婚・死別など夫婦関係に大きな変化があった場合、これまではそのとき持っている在留期限いっぱいまで、とくに手続きも必要なく日本に滞在できました。しかしこれからは、**離婚・死別したら2週間以内に入国管理局(市役所ではなく)に届出をしなければならないのです。**日本に来て日が浅く、子どももいない場合は、離婚・死別によって日本での在留資格を失い、出国しなければならないこともあります。

これは夫婦関係に限ったことではなく、在留資格の根拠となっている活動(勤務先や家族関係など)や住所に変化があった場合、速やかに入国管理局に届出をして在留資格の変更の手続きをとらなければならないということです。6か月間報告をしないしていると、在留資格取消ということもあり得るので、注意が必要です。

すでに2010年7月以降に入管で更新などの手続きをした方はご存じだと思いますが、申請の方法も少し変わりました。

これまでは在留期限の2か月前からでしか

申請できませんでしたが、**今では3か月前から受け付けてもらえるようになりました。**そして、これまではOKが出ると入管からハガキが送られてきましたが、このハガキも、原則としてこれからは送られてこなくなるようです。

今はまだ新しいシステムを始めた段階なので申請の時にはハガキを書いて出しますが、そのハガキが来ても来なくても、あらかじめ決められた時期(入管でパスポートに日付を書いた紙をホチキス止めしてくれます)に再度入管に行ってパスポートに証印をもらうことになりました。

また、これまでは、たとえば最初に日本に来たのが1月1日だったとすると、それ以後も更新を繰り返すたびに「在留期限○○年1月1日」と同じ日付で更新されていきました。たとえばこの場合、前の年の12月1日に申請を出して、12月10日に更新許可がおりた場合も、パスポートに押される証印は在留期限の日から計算され、「在留期限○○年1月1日」となりましたが、これからは「在留期限○○年12月10日」となり、次回の在留期間は実際に更新許可がおりた日から計算されることとなります。

何日分か損をしたような気分になりますが、早めに出した方が安心ですね。

解説・(行政書士)前田 美穂

www.ficec.jp/foreign/

●ふじみの国際交流センターの事務所は移転しました。新住所は最後のページにあります

2市1町、近くの体育館を選んで使えます

健康作り、仲間作り、ストレス解消など体育館は夢空間です。富士見市、ふじみ野市、三芳町の体育館は2市1町の住民は地域が違って自由に使えます。相互利用の協定を結んでいるからです。体を動かしたい方、仲間とスポーツを競いたい方、各種運動をお楽しみください。問い合わせは



富士見市の体育館

ふじみ野市の体育館

三芳町の体育館

●富士見市民総合体育館

049-251-5555

●大井総合体育館

049-261-2611

●三芳町総合体育館

049-258-0311

自転車をやたらに止められない地域です

昨年10月1日からふじみ野駅周辺が自転車を止めてはいけない区域に指定されたことを知らない人のトラブルが増えているそうです。今まで駐輪をしていたのに、急に撤去され大井陸橋下東側の自転車保管所に取りに行ったという外国籍市民もおります。自転車を引き取るときには、1,000円、原動機付自転車は2,000円の保管手数料を払わなければならないので注意しましょう。ふじみ野駅周辺をよく駐輪で利用するときは、利用できる場所を確認してから使うことが必要です。詳しい内容は、ふじみ野市役所道路課（電話220-2072）に問い合わせください。

役所での相談を携帯電話で通訳します

12月号でも紹介しました「役所に設置された電話での母国語通訳」。まだ相談件数が少なく皆さんの利用を待っています。このシステムが利用できる市町は**朝霞市、加須市、川口市、川越市、飯能市、東松山市、滑川町、三郷市、蕨市**です。この地域近辺にお住まいの方、ぜひ役所へ行き、ご相談ください。相談は無料です。

●岸上 友香の

外国籍市民の目・不思議な日本人の風習

◆世界に自慢できる「水」

私が初めて海外に行ったときに驚いたのは「水道水は飲まないほうがいい」と注意されたことでした。歯を磨くときも、ペットボトルの水が一度沸騰させたものを飲んでいました。日本で生活していると考えられないことです。そのくらい、日本では、水道水の水はとてもきれいで、安心して飲めます。料理に用いたり歯を磨いたり、直接飲むこともできます。近年では「水ビジネス」という言葉もよく耳にします。

質のよい飲み水の確保や排水の処理など、水にまつわる事業が「水ビジネス」と呼ばれ、一部の企業などに注目を集めています。

日本では東京都、また民間企業でも「水ビジネス」に動き出しているところもあります。

日本にいと蛇口をひねれば水を飲むことができる、空気と同じくらい手に入りやすいものです。私は毎日、特に有りがたがることもなく当たり前のように水道水を利用していますが、世界では水不足が深刻な問題となっている地域もあります。生活に欠かせないもの、貴重な資源を利用しているのだと思うと、とても贅沢なことかもしれません。

日本語を勉強にいらしてください。少し歩きますが新しい教室が皆さんを待っています。

新しい事務所「ふじみの国際交流センター」に初めての新年です。ふじみ野駅から少し遠いのですが、学習者の皆さんも通いなれたようで以前のにぎわいを見せています。ここでは母国の新友人ができます。ぜひお友達や来日して間もないお知り合いなどをお誘いいただき勉強に来てください。初めてで、ふじみの駅からの道順がわからない方はお迎えに上がります。「ふじみの国際交流センター」にお電話ください。☎ 049-256-4290 お待ちしています。

日本語教室は毎週木曜日10時から12時までです。

www.ficcc.jp/foreign/

●新事務所はふじみ野駅から徒歩20分です。詳しくは最終ページをご覧ください。